

信州松本藩領大町組の被差別民

「永代留書帳」を中心に

斎藤洋一

要約 信州松本藩領大町組大町村に居住して「長吏組頭」を務めた又四郎・又次郎親子が2代にわたって書き記した「永代留書帳」なる史料がある。これには安永8年(1779)から天保4年(1833)までの54年間分の「長吏」や「小屋者」^{りき}「力」などと呼ばれた被差別民がかかわった事件や出来事が記されている。この史料から「長吏」や「小屋者」^{りき}「力」の実像を探る。

はじめに

信州松本藩領の被差別民については、信州の被差別民史研究の先駆者である塚田(旧姓万羽)正朋が早くから研究を進めた。それによって近世初頭の城下町形成時に安曇・筑摩両郡の「かわた」と呼ばれた人々へ、城下町へ引っ越して来るようにとの触が出されたこと、「かわた頭」が任命され、藩領内の「かわた」と呼ばれた人々を統率したこと、皮の上納や城門の掃除などの役が課されたことなどが明らかにされた。そうした研究のなかで、後にみるように主として近世前期から中期にかけての大町村の被差別民の歴史も明らかにされた⁽¹⁾。

しかし、塚田以外に松本藩領の被差別民に関する研究を進める人はほとんどいなかった。そのひとつの理由は、史料が少なかったからだと思われる。そうしたなか、1997年に結成された「輪を囲む会」(その後松本人権推進古文書研究会と改称)は、古文書を基に部落差別の歴史を学習しようと、丹念に松本藩領内の関係史料を収集し、学習を積み重ねてきた。そして、その成果を『松本領内被差別部落の歴史—学習用古文書史料—』(1999年)、『古文書に学ぶ松本領内の被差別部落』(2005年。2008年に第2版)としてまとめた。前者は史料集で、後者は研究成

果の報告で、市民の貴重な研究成果といえるが、新たに発見された史料はそれほど多くない⁽²⁾。

そのような研究状況であったところへ2003年3月、山本英二によって貴重な史料がもたらされた。山本が『信州大学人文学部人文科学論集』第37号へ「寛政三年信濃国松本藩大町組長吏組頭「永代留書帳」について」と題して「史料紹介」した「永代留書帳」という史料である。くわしくは次に述べるが、この史料は信州の被差別民が自ら書き記したきわめて貴重な史料であり、大町村を中心とした地域の被差別民の歴史を具体的に伝えている。しかし、発表誌がポピュラーなものではないこともあってか、この史料についての本格的な研究はまだない。そこで、その呼び水になればと思い、不十分ではあるが拙稿を草することにした⁽³⁾。

1 山本英二による「永代留書帳」の解説

それでは「永代留書帳」とはどのような史料か。山本の解説をみよう。

「永代留書帳」は、信濃国松本藩大町組の長吏(穢多)組頭を世襲した又四郎・又次郎親子が、二代にわたって書き記した史料である。丁数は、墨付五七丁、表紙と裏表

紙は厚手の楮紙で、麻紐・四つ目綴じの縦帳である。

「長吏」と呼ばれた人々の組織には、松本藩の行政支配単位のひとつである「組」ごとに「組頭」という役職が設けられていたこと、その大町組の組頭を務めた大町村又四郎・又次郎親子が2代にわたって書き記したのが「永代留書帳」（以下「留書帳」と略記する）であることがわかる。金井圓によれば、寛文4年（1664）の松本藩領は図1のとおりである⁽⁴⁾。大町組は松本藩領の北部に位置していて、大町村（大町宿と

記されることもある）がその中心になる。

この「留書帳」は信州大学人文学部日本史研究室に所蔵されていて、山本が見いだしたのであるが、この価値については次のように述べている。

ところで松本藩領における被差別民間係史料は、藩の頭役を勤めた出川の彦太夫家文書が散逸しており、必ずしも良好な残存状況とは言いがたい（塚田正朋『近世部落史の研究—信州の具体像—』部落問題研究所、一九八六年）。その点、「永代留書帳」は、

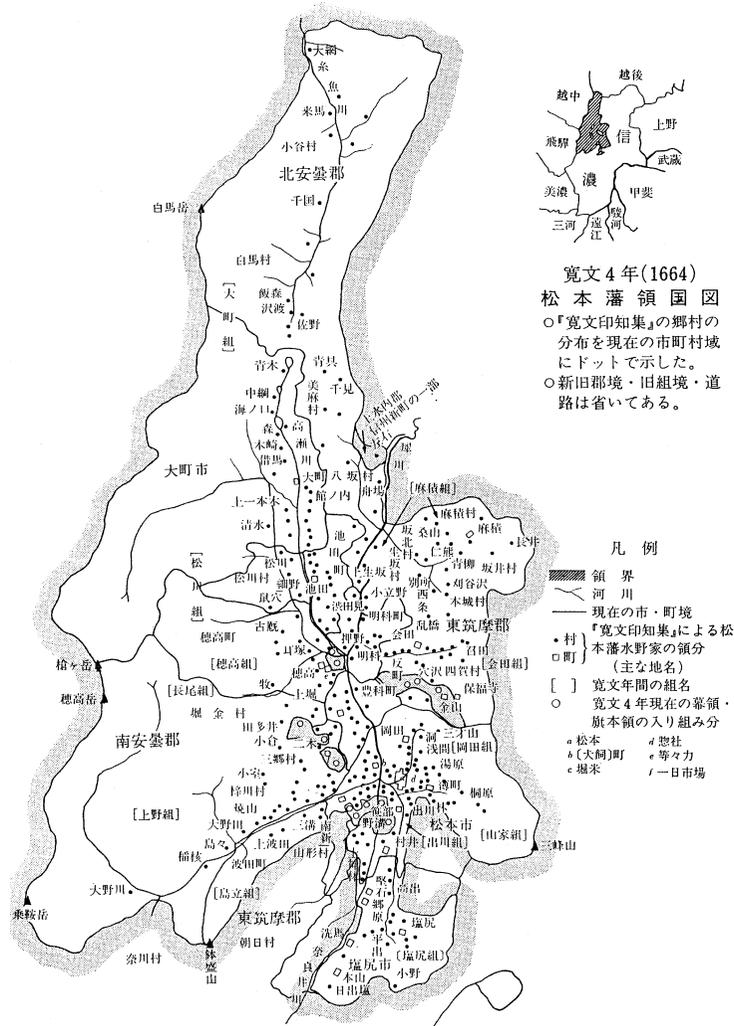


図1 寛文4年（1664）松本藩領国図

（金井圓『近世大名領の研究』（名著出版、1981年）16頁の訂正版より転載）

これまで判然としなかった松本藩における被差別民の具体像を知るうえで、大変貴重なものであるといえよう。

このとおりであるが⁵⁾、これは松本藩領に止まらないといえよう。なぜなら信州の被差別民が自ら書き記した史料は、これまでほとんど見いだされていないからである。「留書帳」は松本藩のみならず、信州の被差別民の具体像を知ることのできる貴重な史料といえる。

それでは、「留書帳」には何年ごろのことが記されているか。「記されている内容年代は、安永八年（一七七九）から天保四年（一八三三）までの五四年間にわたっている」というから、江戸時代中期から後期にかけてになる。ただし「実際に「永代留書帳」が記され始めたのは寛政三年のことであり、安永八年から寛政二年までの記事については、過去にさかのぼって改めて書かれたようである」という。というのは「大町では天明五年（一七八五）と同七年（一七八七）に大火があり、「この時、又四郎も被災し、家屋とともに文書一切を失ったと想像される」からだ」と述べている。

執筆者については、「又四郎が文政八年正月七日に死去していることから、文政七年（一八二四）以前の大半を又四郎本人が、文政八年（一八二五）以降は、ほぼ又次郎が記したものと推測される」という。54年間分の大半は、又四郎が記したことになる。

さらに山本は、「これまで信州では、被差別民自身が書き記した古文書は、ほとんど発見されておらず、彼らの識字能力を考えるうえでも重要である。「永代留書帳」には、当て字や誤字がしばしば見られることから、あるいは親から子へと文字が学習されていったのではないかと思われ、被差別民のリテラシーの一端を知りうる」とも述べている。そういう意味でも貴重

な史料といえる。

それでは、「留書帳」にはどのようなことが記されているか。

記載内容は、被差別民の生活全般にわたる多彩なものである。なかでも長吏の旦那場に関する記述が豊富である。又四郎が「寄物」と呼んでいる夏秋二度の貰い受け、それに吉凶の勧進行為や寺院での祭礼に際しての礼物貰い受けなどは、じつに詳細に記されている。また又四郎が組頭として果たした職務や、被差別民が果たしていたさまざまな役負担、たとえば松本城の堀掃除役、太刀取などの仕置役、又四郎の自宅に隣接して設置されていた牢の再建・修理、盗賊の探索などの捕吏役、寺院での回向の時に行なわれた見世物の警護役、といった具体相が逐一記される。なかでも文政八年、松本藩に起こった百姓一揆・赤藁騒動の鎮圧に出動した際の記述は、臨場感あふれるものとなっている。ほかに又四郎が「小屋者」と呼んでいるものたちの林番や宮番役の記載、「力」と呼ばれる被差別民の存在も知ることができる。

ここに簡潔に述べられているように「留書帳」には、「長吏」と呼ばれた人々が従事した役割を中心に、生活にかかわることなどが記されている。さらに、これまで信州ではほとんど明らかにされていない「小屋者」「力^{りき}」などと呼ばれて差別された人々のことも記されている。「留書帳」はただ被差別民が書き記した史料であるというだけでなく、その記載内容からも貴重な史料といえるのである。

もうひとつ、各組頭が「組頭箱」なるものを持っていたことが知られる点でも関心を引かれる。これに関しては、次のように述べている。

「組頭箱」とは、松本藩領内の行政支配単位である組毎におかれていたと推定される長吏組頭によって回り持ちされていた文書引き継ぎ箱だろう（寛政十二年二月八日「覚」参照のこと）。最近とみに進展した史料管理学では、村や町、大名文書の文書管理に関する研究が蓄積されてきたが、被差別民の文書管理については、ほとんど指摘されていない。この点でも「永代留書帳」は興味深い。

これまでみてきた山本の解説に的確に述べられているように、「留書帳」は信州の被差別民の歴史を伝えるきわめて貴重な史料といえる。本稿では、「留書帳」から「長吏」と呼ばれた人々が担った社会的役割と、その暮らしぶりを明らかにするとともに、「小屋者」「力」などと呼ばれた人々の生活の一端も明らかにしたい。

2 塚田正朋が明らかにした大町村の被差別民

その前に、塚田正朋が明らかにした大町村の被差別民の歴史をみておきたい。塚田が明らかにしたのは、主として近世前期から中期にかけての大町村の被差別民の歴史で、一部「留書帳」の時代と重なっている。したがって、「留書帳」を理解する前提となる。

まず、塚田が『近世部落史の研究』であげている史料と、それからわかることを列挙する（同書の各所で述べていることを要約して示す）。

①寛永11年（1634）3月10日付「御領分のかわた共、御門掃除致候者之事」という領内の「かわた」に松本城の「南御門・東御門・北御門・馬出シ」の掃除を一ヶ月に3度（29日・10日・20日）順番に務めるよう命じた文書に「仁科ノ彦三郎」とみえる。

②慶安2年（1649）4月21日付「大町村田方検地帳」（文化5年の写）および「大町村畑方検地帳」があり、「田方検地帳」に、「一、屋敷 式畝歩^{長吏} 勘次郎」「一、屋敷 五畝拾八歩^同 彦三郎」とみえる。また両帳から彦三郎が、屋敷のほかに「上田六畝二七歩、中田九畝二七歩、上畑三筆（一畝六歩・六畝二八歩・三畝一五歩）、下畑三反七畝一五歩」を「名請」していたことがわかる。

③慶安2年（1649）8月付「安曇郡大町家帳」に「^{かわた} 勘次郎」とその家族・馬と、隠居である「次左衛門^{年四十一}」とその家族（むこ又二郎を含む^{年七十八}）・馬が書き上げられている。この合計は11人（男6人・女5人）とされている。なお、塚田はふれていないが、同じ慶安2年8月付「安曇郡大町家数内訳帳」には、「治左衛門」は「かわた勘次郎父」と記されている。

④寛文12年（1672）の「大町村五人与宗門改帳」には、次のように記されている。

一、又次	生所大町	西岸寺
	(妻子略)	
	^{家来} 勘六	同
	(妻子略)	
	^{家来} 孫七	同
	(妻略)	
	又次家内メ拾四人内 ^{男十人}	^(吏) 又次郎
		同 勘 六
		同 孫 七

⑤宝永6年（1709）3月改訂「大町屋敷絵図」によれば、「松本方面に通ずる「南出入口」に、しかも「柵」とおもわれる構築物の外側に、「御打捨地（除地）」として、それぞれ二畝、五畝一八歩の「屋敷地」をもつ二軒の「長吏」が居住している。「絵図」には「朱之名 当持主、墨之名 竿請主」という注記があって、慶安2年の竿請主が彦三郎（5畝18歩）・勘

二郎（2畝歩）であり、宝永6年の持ち主が又治・勘六であることがわかる。なお「柵」によって「へだてられてはいるが、「出入口」に、「力屋敷」が位置している」こともわかる（図2）。「力屋敷」は「北口」にもみられるから（図は省略）、「力屋敷」は南北両方の出入口にあったことになる。

⑥享保10年（1725）の「大町穢多屋敷并籠屋之図」に「九尺四方の囚獄（牢屋）」がみえる。また、「半之丞」の板屋が、「小十」のそれとともに、「又次分レ」と註記して、「又次」の屋敷地内に設けられている。

⑦明和7年（1770）の「大町村宗門御改五人与帳」^{（組）}では、「又次・勘六（ともに襲名）・半之丞の独立した三軒になって、「三人与（組）」を形成している」。本帳には、「三戸で六組の夫婦をふくむが、おなじ大町の出生同士、同部落内での結婚は二組なのにたいし、のこる四組は配偶者の一方が他村の出生であって、この

方が同一部落内婚をはるかにうまわっている。それも、それぞれ妻が諏訪郡下桑原村（諏訪市）、安曇郡松川組耳塚村（南安曇郡穂高町）、同郡長尾組一日市場村（南安曇郡三郷村）、夫（入婿）が安曇郡成相組町村（南安曇郡豊科町）となっていて、ひとは他領から、三人はおなじ松本領内からながら、いずれもかなり遠方からである」こともわかる。

⑧天明5年（1785）7月10日に「縄手」「上ヶ土」などの場所の掃除役が「北筋五ヶ村」にとっては「遠方二而甚々難渉」なので、「五ヶ村願」により「出川之者共」の請負となったとする文書に、渋田見村・池田町村・板取村・下一本木村・大町村がみえる。このとき大町村は、「御掃除料」として900文、「惣普請料」として372文を負担することにされている。

⑨文化6年（1809）の「大町村力・穢多持高」によれば、「又次・小十・才次・勘六・弥市の五名が、それぞれ若干の「持高」をもち、

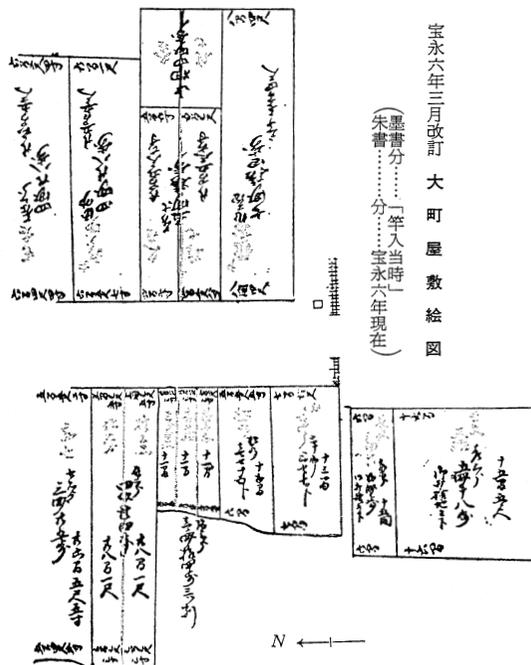


図2 宝永6年（1709）3月改訂大町屋敷絵図（部分）
 （塚田正朋『近世部落史の研究』（部落問題研究所、1986年）116頁より転載）

あきらかに一戸をなして」いる。このほか天保4年(1833)・同9年の史料もあり、これまでにみえてきた史料と合わせて、戸数の推移をまとめると、表のようになる。慶安2年(1649)には2軒だったものが、文化6年(1809)には5軒に増えていたことがわかる。

以上が『近世部落史の研究』で塚田があげている史料と、それからわかることである。信州の被差別民間関係史料は少ないが、塚田はよく史料を博捜し、大町村の被差別民の歴史、とりわけ近世前期から中期にかけてのそれを明らかにしたといえよう(上にみられるように、一部は後期にも及んでいて、「留書帳」の時代と重なっている)。なお、これらの史料のなかには、筆者未見の史料がふくまれている。今後それらを閲覧するとともに、ほかにも関連史料がないか、調査したいと思っている。

ところで、こうした史実をもとに塚田は、たとえば次のように述べている。

大町は中世以降仁科氏の基盤であり、この地方の物資一麻一集散地として定期市もたっておりますが、近世では松本から越後糸魚川に通ずる糸魚川街道の要衝であり、宿場です。この大町の松本寄り入口の五日町一中世定期市の名残り一に、近世の初頭、それぞれ五畝一八歩、二畝歩の打捨地(免

税地)の家屋敷をもつ彦三郎、勘二郎という二軒の「長吏」がおかれたことが明らかです。この「長吏」の役割が、往来の看視(あつたか)や近在村々の治安の任にあたったことは、享保一〇(一七二五)年の図に九尺四方の囚獄(牢屋)のみえることから、明らかで、城下の「かわた町」のいわば縮図化といえましょう。

ついでながら、この宿場の長吏家屋敷の面積は近世を通じて固定しておくことです。享保一〇年にはそれまでの二軒が四軒に増加して、同じ敷地内に板屋の分家がつくられていることがわかります。こんにちの未解放部落がせまい敷地内に家屋の密集しているのも、固定した敷地内に増加する戸口を収容せざるをえなかった近世「部落」の居住制限の名残りでしょう。(154頁)

大町宿の近世「部落」の概略が簡潔に述べられているように思われる。しかし、よく読むと、いくつか疑問がわいてくる。

ひとつは、近世に入って、街道が整備され宿場が設置された際に、宿場へ「かわや(長吏)」が「付置」されたことと塚田は考えていて、大町がその一例だとしているが(上の引用文でも「長吏」が「おかれた」としている)、これは証明されたことではないのではないか。というのは、「大町は中世以降仁科氏の基盤」と塚田自身が

不 明	慶安2 (一六四九)	寛文12 (一六七二)	宝永6 (一七〇九)	享保10 (一七二五)	明和7 (一七七〇)	文化6 (一八〇九)	天保4 (一八三三)	同9 (一八三八)
彦三郎	治左衛門	又 次	又 次	又 次	又 次	又 次	又 次	又 次
		家来 孫 七		(小 十)	半之丞	才 次	才 治	才 次
勘二郎	勘治郎	勘 六	勘 六	勘 六	勘 六	勘 六	勘 六	勘 六
		家来				弥 市	弥 市	喜 十

表 安曇郡大町村「長吏」家系による戸数の推移(…線は推定)
(前掲塚田正朋『近世部落史の研究』198頁より転載)

述べているように、仁科氏の時代からすでに大町には被差別民が居住していたことも考えられるからである。じつは塚田は、別なところで「中世以来定住していた「かわた」が長吏に動員された公算が強い」とも述べている（25頁）。つまり、塚田自身がすでに中世に「かわた」と呼ばれた人々が大町に定住していたとしているのである。それならなぜ宿場に新たに「付置」されたとするのだろうか、疑問である。塚田の考えでは「かわた」は皮革職人であり、「長吏」は警備役だから、新たに警備役として「付置」されたと主張するのかもしれないが⁶⁾、「かわた」と「長吏」をこのように分けることも疑問に思われる。

ふたつは、当初から「彦三郎、勘二郎という二軒の「長吏」がおかれた」としていることである。③の慶安2年8月の「大町家数内訳帳」には、隠居治左衛門は「かわた勘次郎父」と記されているから、治左衛門が高齢になったことから勘次郎へ家督を譲って隠居したとも考えられる。そうだとすれば、元々は1軒だったものが、このとき2軒になった可能性もあるのではないだろうか。2軒の屋敷の広さが大きく異なっていることから、このように考えたほうがよいように思われる。

もうひとつ、右の引用文にかかわってではないが、塚田は⑦の明和7年（1770）の「大町村宗門御改五人与帳」から「部落」の人々の通婚圏が広がったことを明らかにしているが、別なところで「このように通婚圏が、一般農民にくらべて、一見広いようにみえるが、実は、逆に通婚圏の狭さをもの語っており、通婚圏の狭小化は、疎外の端的な現れであり、結果にほかならない」と述べている（36頁）。つまり、通婚圏が「狭小」だったとしているが、これも疑問に思われる。通婚圏が広い・狭いという場合は、婚姻を結ぶ相手の地域（範囲）が広い・狭いと

いうことであるから、「部落」の通婚圏は広がったというべきではないかと思われるからである。もっとも、塚田がいたいことは、「疎外」の結果として、近隣で婚姻相手を見つけたことがむずかしかったということかもしれないが、そうだとすれば言葉の使い方を誤っているのではないだろうか。

このようにいくつかの疑問はあるが、塚田によって「留書帳」のいわば前時代の「大町村」の被差別民の歴史がある程度明らかにされていた。その後山本によって「留書帳」が発見されたのである。

3 「留書帳」にみる大町組の被差別民

1 「長吏」身分の人々が従事した役割

それでは「留書帳」をみることにしよう。その前に「留書帳」の記載例を、短い記事で紹介しておく、次のとおりである。

- 一、天明五年巳七月廿日、御堀近辺御そうじ被仰付候、改而相勤申候、大町組ハ遠方ゆへ、出川役元へ渡し置申候、そうじ・そうぶしん共ニ相渡し置申候、

このように最初に年月日が記され、その後に記事が記されている。この例では、天明5年（1785）7月20日に松本城の堀の近辺（右の解説で山本は「堀掃除」としているが、史料表現は「御堀と近辺」か「御堀近辺」のどちらかである。ここでは「縄手」「上げ土」が堀の近辺であることから後者と判断した）の掃除を命じられたが、大町組は遠方なので、役元（頭）へ「掃除料」を納めて代行（請負）してもらうことにした。「掃除料」だけでなく「惣普請料」も納めたと記されている。ちなみにこの記事は、

塚田が紹介している⑧の史料と符合している。「長吏」身分の人々が役割のひとつとして、松本城の堀の近辺の掃除をになっていたこと、しかし、遠方の人々は実際に掃除に行くのは難儀だとして、役元へ代金を納めて代行してもらったことがわかる（なお、前掲①の史料から「長吏」が松本城の門などの掃除を命じられ、その出勤の順番を定められていたことがわかる）。

このような記事が54年間分あるわけだが、これらのなかから「長吏」が従事した役割に関する記事、「長吏」の暮らしに関する記事、「小屋者」「力」などと呼ばれた被差別民に関する記事を紹介し、松本藩領大町組の被差別民の具体像をさぐりたい。

そこでまず役割に関する記事だが、目立つのは警備に関する記事である。天明2年（1782）5月23日、大町村新町の大工又右衛門が賊難にあった。又四郎は又右衛門から頼まれ盗賊を詮議（搜索）し、新八・九兵衛が雑物130品を盗み取り、「いな尾沢山入り」に隠したことをかぎつけ盗品を取り戻した（盗品を取り戻したとは記されていないが、文脈からそう読み取れる。以下、史料はすでに山本によって紹介されているので、史料から読み取れる大事なことを要約したり、一部省略して紹介したい。なお、史料を引用する際は読み下し文に改める。その際、ひらがなを漢字に改めるなどする）。

同年9月5日夜、大町村九日町の鍛冶屋長左（ママ）右衛門が賊難にあった。このときも長左右衛門（ママ）から頼まれ詮議した。盗賊は新八・菊之丞・政八の3人で、60品を盗み取った。この事件も又四郎が解決し、領主より褒美として「青差三貫文」を八日町左五右衛門の取次でもらった。

天明8年（1788）7月26日夜八ツ時ごろ、松本出川（役元）からの「盗賊御用」で、糸助と又四郎が出勤した。筑摩村道から東を向いて歩いて行くと、柳原のなかに盗賊が2人、川原に

1人隠れていて、又四郎らをやり過ごそうとしていた。又四郎が川原にいた1人に声をかけると、その者は「あき人（商人）」だと答えた。それに対して又四郎が、夜の八ツ時に川原に行く人が商人だとは思えないというと、その者が手向かってきた。さらに柳原の陰から2人が現れ、「両方より真剣にて打ち込み打ち込み」闘った。しばらく闘った後、3人は逃げ出した。このとき又四郎は、4カ所傷を負った。御用先でのことだったので、領主へ届けたところ、「御上様より御療治下され」さっそく傷が癒えた。このとき領主より医者が派遣され、薬代も与えられた。また、後に領主より出川の頭彦太夫を通じ、「脇差壹腰」（小刀・小柄ともに）が与えられた。さらに、逃亡した3人が「大坂藤吉、上州桐生又平、上州高崎与四郎」であることが、後日判明したようで、「盗賊名前」としてメモ書きされている。

これらの記事から又四郎らが、盗賊・盗品の搜索に当たっていたこと、そしてそれは非常に危険な役割であったことがわかる。ただ、この搜索が前2例に明記されているように、被害者から依頼されて行われていることに注意する必要がある。尾崎行也が「近世前期上田領内盗難考」で明らかにしたように、近世前期には盗難事件は「被害者自身またはその関係者」が盗人や盗難品を発見し、「当事者および関係者の間で直接交渉が持たれ、盗品あるいはそれに償金を添えて被害者に返却されると、関係者から手形を取って、盗人をその所（藩領域か）から追放することで解決され、その結果が町奉行に報告されて」いた。つまり、「この盗難事件対応では、事件の解決そのものに藩の組織・役人が直接関わっている様子はみられない」という。いわば被害者が自分で解決する方式といえるが、これについて尾崎は、「この対応方式は地域社会における近世以前の慣習が、多少の変化

は含みながら、原則的には踏襲されていたのではなかろうか」と推測している。この推測は、戦国時代の「自検断」の慣習を想起すれば妥当な推測といえよう。そして尾崎は、こうした方式が改められ、幕府や藩が盗賊に「警察権を以て臨む姿勢を示した」のは明暦期から寛文期ではないかと指摘している⁽⁷⁾。右の大町村での盗難事件対応は、この時期よりだいぶ後になるが、被害者が直接又四郎へ盗賊・盗品の搜索を依頼していることから、依然としてこうした慣習が生きていたことがうかがえるように思われる。

もっとも、3例目は出川の役元からの出動要請で「盗賊御用」に出動している。これは藩からの要請にしたがって役元から出動が要請されたものとみられる。それゆえに、又四郎はいわば公務中に負傷したことから届けが出され、それを受けて藩によって治療が施され、後に脇差が褒美として与えられたのではないだろうか。

こうしたことの延長で「長吏」は、百姓一揆の鎮圧にも動員された。松本藩における百姓一揆のひとつに文政8年(1825)に起こった「赤蓑騒動」と呼ばれる一揆がある。中川治雄によれば、次のような一揆である⁽⁸⁾。

現大町市の北にある佐野坂峠以北の白馬岳山麓の四ヶ庄と呼ばれる佐野・沢渡・飯田・森(現北安曇郡白馬村)に半プロ化した貧農層が、鋤鋤を武器として村役人や豪農層を打ちこわしつつ、糸魚川街道にそって南下し、安曇平一円に風雲を巻き起こした農民一揆である。その激しい打ちこわしを伴った広域行動、藩兵の兵火による鎮圧などの様相からみて、村方騒動を越えた、まさしく「世直し一揆」の先駆的な特徴を示すものである。

この一揆評価については異論があるかもしれ

ないが、これによって赤蓑騒動の概要は知ることができよう。「留書帳」には、この一揆の経過がくわしく記されているから、赤蓑騒動研究にも役立つと思われるが、それはいま置いて、「長吏」に関するところだけみよう。

12月19日夜、一揆勢が大町へ押し寄せてくるという知らせが小谷より大町へもたらされる。これに対して大町陣屋では、「混乱いたし」ながらも「固めの用意」をする。すなわち1陣は大庄屋栗林五郎右衛門と人足300余人、2陣は庄屋勘兵衛と人足300余人、3陣は庄屋治郎右衛門と人足300余人、4陣から7陣は組頭と人足300余人、8陣は長百姓と人足300余人とし、以下12、13陣までの鎮圧体制を整えた。

こうしたなかで「長吏」身分の人々は、「私どもは二陣勘兵衛様に付き」と記されているから、庄屋の配下として鎮圧側に参加したことになる。そして、「みなみな目つぶし用意、石ばい小袋に入れこれを持ち、また人足目印に黒綿かむり、上に白手ぬぐいにて鉢巻いたし、白刃鎧または鎧・六尺棒てんでんに、そのほか得物・刃物携え三間橋へつき、所々にて松葉・春木を持ちて、かがり火たき相待ち」ていたが、一揆勢は来なかった。千国村関所で止められてしまったからだった。そこで明け七ツ時に大町陣屋へ引き取った、という。

これによれば鎮圧側では、目つぶしを用意し、人足であることがわかるように目印をつけ、手には鎧・六尺棒などを持ち、大町組木崎村三間橋に陣取り、かがり火をたいて一揆勢を待っていたこと、しかし、一揆勢が来なかったことから大町陣屋へ引き取ったことがわかる。

結局これで一揆は瓦解し、以後は一揆参加者の捕縛・処罰になる。そのなかに「長尾組堀金村長吏弥惣次・武右衛門」の2人が役元(頭)に捕らえられたように読める記事がある。そうだとすると、2人は一揆に参加していたことに

なるが、いまひとつ意味がはっきりしないので指摘のみに止めておきたい。他方、鎮圧側に加わった大町村の5人は「大町村下村へ大庄屋栗林五郎右衛門様より御手当として金百疋、組頭又治御渡し、右村五人にて頂戴仕り候」と記されているから、大庄屋から金100疋=1000文を手当として与えられたことがわかる。なお、この記事から「長吏」たちが「下村」と呼ばれていたこともわかる。

このような役割のほかに、信州の「長吏」身分の人々は祭礼などの際の警備にも従事したが、「留書帳」には次の記事がある。享和元年(1801)(たぶん3月)12日より17日まで大町村の弾誓寺において回向があり、「この節、操り芝居ども大小屋三つ、このほか見世物あり、それにつきお礼として」鳥目30疋・蕎麦粉1袋が又四郎へ、鳥目20疋・蕎麦粉1袋が彦三郎へ、鳥目10疋・蕎麦粉1袋が小重郎・喜七・喜十へ「御使僧をもって」与えられた。「もつとも、翌日和尚軒別に御礼にお出でなられ候」というのである。

芝居小屋が設置され、見世物もあるということにぎわいが予想されたことから、寺から又四郎たちへ警備が依頼され、それが無事にすんだということで寺から礼の金品が与えられたことがわかる(警備に従事したとは記されていないが、文脈から警備に従事したことは明らかであろう)。ここで注目されるのは、寺が使僧をもって礼をした翌日に、和尚が「長吏」の家を軒別に礼に回ったという、最後の一文である。警備に従事してもらったのだから、礼をするのは当然かもしれないが、使僧が礼をした翌日に、さらに和尚が軒別に礼に回ったというのは、ずいぶん丁寧な待遇といえるのではないだろうか。ほかでもこのような待遇がみられるか、知りたいと思う。

文化10年(1813)3月12日より18日にも(弾

誓寺で)回向があり、「軽業・見世物そのほか大小屋・茶屋まで小屋数三拾八軒」という大にぎわいがあり、「前後首尾よく村中相勤め」たことから、寺より礼として鳥目50疋・茶1斤を又四郎・彦三郎が、鳥目30疋・茶半金斤を喜十・半之丞・小十が与えられている。また、文政7年(1824)3月12日より18日まで(弾誓寺で)回向があり、「小間物・見世小屋七拾式、見世物のぞき・用弓ともに大小屋拾四、このうち料理茶屋一つ」という大にぎわいがあり、礼として寺より青銅50疋・茶1斤が又次・彦三(郎)へ、青銅30疋・茶1斤が喜十・才次・小十へ与えられている。なお、このときには、「下村五人にて、如来前へ蓮花両花にて差し上げ申し候」とも記されている。「長吏」身分の5人が如来へ蓮花をささげたこともわかる。

この2例には、和尚が礼に回ったとは記されていないが、礼の金・品は与えられているから、「長吏」身分の人々がにぎわいの警備に当たったことがわかる。なお、文政13年(1830)の3月16日より18日まで大町村南原六角堂の入仏開帳が行われた際にも警備に当たったようで、又次・勘六が青銅40疋、儀助・佐十・才次郎が青銅30疋を与えられている。

もうひとつ紹介したいのは、享和3年(1803)の記事である。それによれば、大町組小谷五人衆の惣代として組頭役が1人大町村へきて、最近小谷郷中がなにかと物騒なので、大町村の「長吏」5人のうち1人に「張り番」として小谷へ出張してほしいという依頼があった。張り番をする場所は「越後海道つばくら岩」で、扶持として初10俵・ひゑ10俵与えるという話だった、という。「つばくら岩」がどこかわからないが、大町村と小谷は相当離れている。そういう所から「張り番」として出張してほしいという依頼があったということは、小谷は大町村「長吏」の旦那場であったと思われる。そうだとすると

大町村の「長吏」は、相当広い地域を旦那場にしていたことになる。

また、旦那場であれば、警備のために時々小谷を巡回していたと思われるが、このときはそれではまにあわない、張り番として常駐してほしいということになったのであろう。ということは、かなり「物騒」な状況だったと推測される。だから、初10俵・ひゑ10俵を扶持として与えるという好条件が提示されたのではないだろうか（「長吏」の収入に関するデータがあまりないので証明はできないが、初10俵・ひゑ10俵は、相当の好条件だと思われる）。

この例から、張り番として出張することを要請されることもあったことがわかる。そして、そのようなときには好条件が提示されたと推測される。

以上にみてきたことから、「長吏」身分の人々は、さまざまな警備に従事したことがわかる。しかし、「長吏」身分の人々が従事した役割はこれだけではなかった。紙数がないのでくわしくは述べられないが、享和4年（1804）正月25日には心中者の「死骸の取り捨て」を命じられている。文化4年（1807）7月20日には、喧嘩をして殺人を犯した者が打ち首にされるが、その太刀取りを命じられている。天保4年（1833）は不作で、大町村では村民以外へは米を売らないことにした。そのため村の出入口の番を命じられている。同年12月には、先に四ヶ条新田村で殺人があったときに「出役」した勘六・才次郎・儀助へ藩主より手当として銀一片が与えられている。犯人の捜索に当たったのであろうか。寛政6年（1794）・文化6年（1809）・同10年・同13年には牢屋を普請している。牢屋の管理にも当たっていたと思われる（当然、牢番にも従事したと思われる）。

以上をまとめると、「長吏」身分の人々は、掃除・警備・処刑などの役割に従事していたと

いえよう。

2 「長吏」身分の人々の暮らし

「長吏」身分の人々の暮らしぶりを伝える記事も多い。ここでは、筆者が注目している記事から先に紹介したい。

文政4年（1821）8月21日、又四郎・又次郎親子は、大町村の大社若一王子大権現の神前へ家内安全のため、1尺3寸の鉄輪の太鼓を献納した。これに対し、神主はじめ世話役（氏子総代のようなものか）ほか社内中の人が立ち会って、拝殿において又四郎親子へ御神酒・吸い物がふるまわれ、その上で神主が祈祷をし、太鼓の打ち始めが行われた。その際神主から「又四郎の家（内）安全のところ、毎朝祈る」といわれた、という。

「長吏」身分の人々には太鼓の製造に従事している人々がいたから、そのついで又四郎親子は太鼓を入手し、大町村の大社である若一王子大権現へ献納したと思われるが、それへの対応が破格ではないだろうか。ほかの地域でも、太鼓を献納した例はあると思われるが、そのようなときに、「拝殿において御神酒・吸い物をふるまわれ」「家内安全を毎朝祈る」などといわれた例があるだろうか。知りたいものである。

なお、この記事の後には、「願主」として又四郎孝道の姓名・年齢が記され（姓は山本の配慮で伏せられている）、花押がすえられている。その隣には、又次郎の姓名と年齢が記されている。姓を持っている「長吏」は各地にいたが、「長吏」が花押をすえている例は数少ないのではないか。これもほかに例があれば知りたい。

文政8年（1825）4月3日、「御上様御百年御祝儀」（藩主戸田氏が松本へ入部して100年の祝儀）が行われ、領分一同が献上物をささげた。これに対して藩から領分一同へ「御酒」が与えられた。この酒は「長吏」へは与えられなかつ

たようだが、大町村九日町庄屋ら3人から酒3升が与えられ、「村じゅう打ち寄り、白山大権現の庭にて御酒開き申し候」と記されているから、白山社の庭でみんなで酒を飲んだことがわかる。この場合、藩から直接酒は与えられていないが、庄屋らから与えられているから、「長吏」身分の人々も戸田氏入部100年の祝儀の恩恵に浴したといえよう。なお、地域内に白山社があったことも、この記事からわかる。

文政10年(1827)7月24日には、その白山社の普請が行われ、本社拝殿(9尺2間)が出来している。その費用は又治・喜十・佐十・才次郎の4人で出し合ったようだが、その際美濃国羽栗郡松本村正本院なる人物も1人分を寄進している。ただ、残念ながら正本院がどのような人物かは、いまのところわからない。

なお、このとき右の5人で大灯籠を3つ奉納している。また、「当村女連中」と「百文一宿屋おみな」とで、「戸張」を寄進している。「百文一宿屋」についてくわしいことはわからないが、その名称から低料金の宿屋と推測される。下層身分とされていたようで、「長吏」「小屋者」「力」身分の人々と関わりがあったが、ここでは一宿屋の(おそらく)女房である「おみな」が「長吏」身分の女性たちと「戸張」を寄進していたことがわかる。女性の動向がわかる点で、貴重な記事といえよう。

ところで右の正本院であるが、切久保村金比羅大権現へ1尺2寸の太鼓、大町村南原六角堂観世音へ長さ5尺に2尺の大灯籠を2つ、弾誓寺観音堂へ長さ5尺に2尺5寸の大灯籠を寄進している。また、白山社の幕の制作代金の調達の手配もしている。なお、その幕を仕立てたのは、「長吏」身分の女性たちであった。このことから、正本院がどのような人物か知りたいと思っている。

文政13年3月15日には、「青銅五十疋、当村

中より南原六角堂開帳の節寄進仕り候」と記されているから、「長吏」身分の人々が500文を寄進したことがわかる。また同年2月21日から22日まで大町村八日町大神宮の遷宮があったが、「右両日遊び申し候」と記されている。「長吏」身分の人々がその2日を「遊び日」(休日)としたことがわかる。

これらの記事からは、「長吏」身分の人々が信仰心にあつかったこと、けっこう寄進をしていたこと、信仰にかかわって生活を楽しんでいた様子などがうかがわれる。

このことからある程度経済力があつたのではないかと推測されるが、それについてはどうかというと、「留書帳」で目立つのが「合力(又四郎は「かうりよく」「こうりよく」「合力」と記している)」に関する記事である。たとえば安永8年(1779)11月6日、大町寄合所においてそれまでに金1両967文借用していたが、残らず「御貫い」、「役元借用皆済」としてもらった、という記事がある。その記事の次に、このとき29文を申し受け、締めて1両1貫文「御合力申し受け候也」と記されている。大町村から額面上は1両1貫文を「合力」してもらい、それまでの借金1両967文を返済したことにしてもらったこともわかる。

寛政2年(1790)12月には、「大町大庄屋坂井忠兵衛様・栗林七郎兵衛様御慈悲を以て、大町組惣合力申し受け候」と記されている。この場合は、大町村ではなく大町組全体で「合力」してもらったことになる。この記事から、それを「惣合力」といったこともわかる。

では、その内容はどのようなものかということ、「両度火災」とあるから、山本の指摘する天明5年(1785)と同7年の火災と思われるが、それによって難渋し、「家作致さず候につき、惣合力仰せ付けられ候」と記されている。火災で家が焼けてしまったが、再建する金がなく、再

建できないでいたものと推測される。そこで大町組全体から「合力」をつのつたところ、11両3分と4匁の金が集まった。その金を村役元で「借用勘定」（借金整理）してくれて、残った4両2分で田地質物を返してくれたという。これで又四郎は、借金の整理ができ、そのうえ質に入れていた田地がいくらか戻ってきたことになる。このことから又四郎は「又四郎身に取りて、大高恩に御座候、末々までこのこと忘れ申す間敷く候」と末尾に記している。

なお、家作に関していうと、それから4年後の寛政6年正月26日、野口村庄屋・大町村庄屋などの世話で材木・板・立木などを与えられ、「家作成就」している。このとき又四郎は40歳であった。なお、同年に牢屋を再建したことは、先にみたとおりである。

これらの「合力」も要求して与えられたものかもしれないが、又四郎の側から明確に要求している例もある。たとえば天明2年（1782）2月11日、「当番御庄屋元へ拙者罷り越し、御頼み申し」たことは、「私こと数代御当所に下役仰せ付けられ」務めてきた。そして、町方の用事まで果たしてきたが、それに対する「徳分」がない。水呑百姓の「おんぶん（恩分か）」もない。そこで、「一切に寄せ物願い」をしたけれど、「新方（新法か）」だからという理由で、永代は認められず5年という年期を設定され「寄せた」。ところが、そのころ「大凶年」だったため、さらに5年の「寄せ物」を願い、「都合拾年寄せ申し候」という記事がある。これによると、困窮したときには、又四郎の側から願い出て、許可を得て「寄せた」（寄付を募った）ことになる。この記事の後には、「またまた難洪御座候節は、御願いのところ仕り申すべく候と申し、相止め申し候」と記されているから、困窮したときには、改めて「寄せ物」を願い出ることになっていたことがわかる。これが可能

だったのは、「長吏」身分の人々が大町村・大町組にとってかかせない役割を担っていたからであろう。

成年としか書いていないので何年のことかわからないが（前後の記事から天明期前後と思われる）、「閩田村合力申し受け候ところ、穀等高値の時、大麦壺石貳斗・小麦壺斗、村方より役元へ寄せ置き、私へ御渡し下され候、その後もだんだん閩田村は大恩これある村、旦那場と申しても粗末に致す間敷く候」という記事がある。「合力」を要求したところ、閩田村の役人が村人から集めて渡してくれたことがわかる。それに対して又四郎は「大恩」のある村だから、「旦那場」といっても粗末にしてはならないと記している。東信州・北信州では、「長吏（穢多）」身分の人々は、旦那場から「一把稲」と呼ばれるものを与えられていて、それが生活をささえていたが⁹⁾、この記事を見ると大町あたりでは旦那場の意味が少し異なっているように思われる。今後調べなければならぬと思っている。

これらの「合力」に関する記事を見ると、「長吏」身分の人々は裕福であったとはいえない。というより、常にぎりぎりの生活状態にあったように思われる。しかし、困ったときには「合力」が行われることになっていたようだから、いわば最低限の生活は保障されていたといえるのではないだろうか。

もうひとつ目立つ記事が、田畑の受け戻しに関する記事である。細かい経過は省くが、文政5年（1822）12月13日、50年前の午年（年数が合わないが、安永3年=1774か）に売り払った田地を7両2分で買い取った。これで田地は残らず又四郎が受け戻し、茂四郎へ渡す、という記事がある。これは文政7年正月に又四郎が記した記事で、この翌年に又四郎は死去するので、死去するまでに質入れした田畑をすべて受け戻し、子である茂四郎へ譲り渡そうと努力してい

た様子がかがわれる。その総面積を示すことはできないが、上田1反2畝14歩とか、1反2畝2歩、中畑1反8畝14歩などの数字がみられるから、ある程度の田畑は持っていたといえよう。またこの記事では、50年前に質入れた田地を受け戻したというから、質地受け戻し慣行をうらづける貴重な史料ともなる。

このほか関心を引かれた記事を簡単に紹介しておく、天明元年(1781)12月7日、領内の牛馬の皮値段が定まった、牛馬の皮掟が定まったという記事がある。皮値段などを「長吏」身分の人々が管理していたことがわかる。寛政4年(1792)、又四郎は組頭役を取り上げられ、翌春「帰役」している。このとき、「領内中同役(15人)連署」で酒2樽を祝儀として与えられている。組頭間に連携があったことがうかがわれる。翌寛政5年5月16日、頭である「出川彦太夫殿先祖(註)貳百年起・百五(十)年起・百年起等相勤め、御領分年寄・組頭ふるまい」があり、出向している。頭の家では、先祖の200年忌・150年忌・100年忌などを営んでおり、そこへ年寄・組頭が招待されたことがわかる。また、この記事から「年寄」なる役職があったこともわかる。山本が指摘しているように、寛政12年(1800)2月8日の記事から「組頭箱」なるものがあって、文書管理をしていたことがわかる。享和3年(1883)10月3日、又四郎は出川役元へ出頭し、博奕をした罪で50日の手鎖・戸締めとされ、喜十は博奕の宿をした罪で50日戸締め・叱りとされた。11月25日に御免となったが、このとき又四郎は組頭役から取り放され、倅安次郎が見習い役とされた。文化6年(1809)12月8日、出川頭元で皮役寄合の節、茂四郎へ年寄役・組頭役ともに命じられた(安次郎と茂四郎との関係は不明)。文政6年(1823)3月12日、領分の「長吏」身分の人々が「出川頭彦太夫を相手取り、出入りを始め、何卒出川支配を逃れ」

たいと願い出たが、大町村の「長吏」身分の人々はこの争いに加わらなかった、という¹⁰⁾。しかし、なぜ加わらなかったかはいまわからない。

これらの記事は断片的なものが多く、くわしいことはわからないが、今後の検討課題を示唆しているといえよう。

3 「小屋者」「力」などと呼ばれた人々

「留書帳」には、大町組に居住していた「小屋者」「力」などと呼ばれた人々のことも記されている。これらの人々のことは、塚田が「力」に言及はしていたが、これまでほとんど知られていないので¹¹⁾、ここでみてみよう。

文化3年(1806)9月29日、大町組高根新切村辰五郎は諸用があつて大町村へ行き、その夜帰宅途中、御堀村石橋のあたりで高見町武右衛門と口論し(喧嘩になり)、左の高腕と右の頬骨を打ちくだかれ、気絶した。気絶しているうちに金5両1分が紛失した。そのうえ体が喧嘩をした場所から2丁ばかり動かされ、何者かが帯を解き、肌を探して金を奪った。このことが倅の万太郎から又四郎へ訴えられた。

ここまでの記事で、なぜ辰五郎の被害が万太郎から又四郎へ訴えられたのか、当初はわからずにいたが、文化14年(1817)の記事から万太郎が「小屋者」であることが判明した(ということは辰五郎も「小屋者」)。だから辰五郎の被害が「長吏」である又四郎へ訴えられたのだった。

そこで又四郎がこの事件に対処することになるが、又四郎はまずこのことを大町村庄屋へ届け、喧嘩相手は高見町武右衛門であると伝えている。そのうえで10月24日早朝、又四郎は松本出川の役元へこの事件について願い出ている。指示を仰ぐためだったと思われる。すると、大町村役元の指図で五日町房右衛門が24日夜八ツ時に出川まで追いかけてきた。村としてもほ

おっておくことはできなかったのであろう。

2人はしばらく出川へ差し留められるが、房右衛門は村役人と相談するために一度大町村へ戻った。そして相談の結果を持って27日夜再び出川へくる。しかし、紛失した金のことはいっさい分からず房右衛門は大町村へ戻った。その後又四郎も帰宅して大町村役人衆と「たびたびかけあい、ついに怪我人へ薬代として金子三両、役元より受け取り、辰五郎へ相渡し、双方ともに又四郎内済取り扱い、十一月十七日」済ませたと記されている。

又四郎は、辰五郎が負傷し、金を奪われたのは、犯人が分からない以上、村に責任があるとしたのだろうか。村から3両を薬代として受け取り示談にしている。これによって又四郎が「小屋者」が被害を受けたときに、その回復に尽力していたことがわかる。

しかし、この事件からわかることはそれだけではない。この記事の後に辰五郎が持っていた5両1分がどういう金か記されているが、そこには9月19日に金1両を「野口村長五郎殿より受け取り申し候」というように、いつ、だれから、いくら受け取ったかと、元々所持していた金が記されている。そして、そのうち、金1分を「大笹村兵三郎殿に九月廿九日貸し」と記されている。このことから、野口村長五郎などから受け取った金は貸していた金を返してもらったものとみられる。しかも、その名前には「殿」が付けられているから、村人だと思われる。ということは辰五郎は村人らに金貸しをしていたと考えられる。それでうらみを買ったかどうかはわからないが（あるいは、辰五郎が金を持っていることが知られていたのかもしれない）、この記事から金貸しをしていた「小屋者」がいたことが推測される。

文化9年（1812）7月16日、大町村の中の一宿屋の庄屋元（「一宿屋と庄屋元」とも読めるが、

いまはこう理解しておく）より又四郎へ依頼があった。右の一宿屋亭主与市が新田組の「小屋者」の世話をしていたところ、下の「力」円蔵方で、原村七兵衛子勝五郎・作兵衛子太吉・高見町万助子要左衛門・五日町「力」村助子久三郎の4人に打たれた（乱暴された）のでなんとかしてほしいと。

そこで又四郎は出川の役元へ、このことを願ひ出た。すると役元では捨てて置くわけにはいかないと、詮議したうえで、大町村西岸寺を頼んで示談にしてもらった。そのため又四郎が間に入り、4人から膏薬代として金2分と銭3貫650文を出させ、与市方へ大町村じゅうの「小屋者」を残らず呼び寄せ、その席でこのようにすると申し渡し、右の金を与市へ渡した。

この記事とひとつ前の記事から、「小屋者」「力」がからんだ事件に関しては、「長吏」が処理することになっていたこと（最終的には出川の役元で判断することになっていたこと）がうかがわれる。また、塚田が述べていたように、「力」は大町村の南出口と北出口の近くに居住していたが、この記事から南出口近く（松本方面）の「力」が「五日町力」、北出口近く（越後方面）の「力」が「下の力」と呼ばれていたことが判明する。もうひとつ、一宿屋が新田組の「小屋者」の世話をしていたということから、一宿屋と「小屋者」「力」とが近い関係にあったこともうかがわれる。

文化14年（1817）、高瀬川の北方は川北というが、この川北の8人の「小屋者」が、新田町までは遠方なのに、新田町の「小屋頭」の命令で5月と秋の両度新田町まで行って「見舞いと相勤め」なければならない（「見舞い」という名目で勤めなければならなかったようだが、何を勤めなければならなかったのかはわからない。おそらく「小屋頭」の用を勤めさせられたのではないかと推測される）、困っていると又四郎

へ訴えてきたので、又四郎が出川の役元へ願い出て、今後は惣代として2人ずつ勤めればよいことにした、という。

この記事から「小屋頭」が存在したことがわかる。そして「小屋頭」の「取り扱いよろしくらず」とあるので、「小屋頭」がいささか恣意的に「小屋者」を使役したのではないかと推測される。そこで「小屋者」から又四郎へ訴えがなされ、又四郎の尽力で改善がなされたものとみられる。

文政2年(1819)2月16日、池田組正科村房右衛門方に祝儀があった。そこへ柿之木村「小屋(者)弥助」が行って祝儀を下されたいと願ったところ、「無体に打たれ」、傷を受けた。このことを「一本木村場主友次郎」が出川の役元へ訴え出た。役元は、大町村又次・池田町村小助・松川板取村新太郎へ仲裁に入るよう命じた。そこで3人が房右衛門へ相談し、膏葉代として金1分受け取り、「小屋者」たちを安堵させ内済にした。この際、「小屋者」たちへも今後不埒なことをしないよう、きびしく申し付けた、という。

この記事からは、「小屋者」が祝儀の際に(おそらく不祝儀の際も)なにがしかの物をもらう権利をもっていたことがうかがわれる。また、なぜここに「一本木村場主友次郎」が登場するのかわからないが、「場主」とあるから正科村は友次郎の「旦那場」あるいは「勧進場」だったと推測される。

文政3年(1820)8月、新田組の「小屋者」たちは、四ヶ条・小谷へ行き、不埒があったということで、「四ヶ条・小谷の稼ぎ年内三度に相定め」られ、はなはだ難渋した。そこで「小屋者」たちは3回に制限されては難渋だと、出川の役元へ訴え出た。これに対して役元では、今後不埒なことをしないよう申し渡し、「先年のとおり稼ぎ」をすることを許した。このこと

を大町村の5人の「長吏」が打ち寄って「小屋者」へ申し渡した、という。

この記事から「小屋者」たちが四ヶ条・小谷へ「稼ぎ」に入っていたこと、しかし不埒をしてその「稼ぎ」を制限されたこと、そこで困って出川の役元へ頼んで制限を解除してもらったことがわかる。

これまでみてきた記事から「小屋者」「力」などと呼ばれた被差別民の具体的な姿が少し明らかになったと思われる。なお、このほかにも若干の記事があるが、断片的だったり、意味がよくとれないので、それらの紹介は省略する。

おわりに

「長吏」身分とされた又四郎・又次郎親子が書き記した「留書帳」から、大町村の「長吏」身分の人々が担った役割と暮らしぶり、大町組やその周辺の「小屋者」「力」などと呼ばれた人々についてみてきた。これによって従来知られていなかったことがいろいろと明らかになったと思われる。

それらについては本文で述べたので繰り返さないが、総じて「長吏」身分の人々が地域社会の一員として社会にしっかり位置付けていた印象を筆者は受けたが、どうであろうか。たしかに差別はあった。しかし、それにめげることなく、主張すべきことはきちんと主張して社会とわたりあっていたし、また、生活を楽しんでいた様子もうかがえたように思われる。

とはいえ、史料が限られているから、まだよくわからないこともある。とくに「小屋者」「力」などと呼ばれた人々については、まだわからないことが多い。それらについては、今後さらに調査して明らかにしたいと思う。

終わりに、「留書帳」の写真を快く見せて下さったうえに、種々教えて下さった山本英二さ

んと、「留書帳」を一緒に読み、種々教えて下さった松本人権推進古文書研究会のみなさんに感謝

注

- (1)塚田正朋『近世部落史の研究—信州の具体像—』（部落問題研究所、1986年）。塚田の研究は、1960年から雑誌『信濃』などに逐次発表されたが、それらは本書にはほぼ収録されているので、引用などは本書から行う。
- (2)松本人権推進古文書研究会が発掘した史料には、「松本一件」と呼ばれる事件に関する史料がある。それは同研究会員の住田正が「松本一件」関係史料」（『水と村の歴史』22号、2007年）として史料紹介している。また、同研究会員の瀧澤英夫が「いわゆる「松本一件」をめぐる」（『水と村の歴史』23号、2008年）で、「松本一件」について論じている。
- (3)『古文書に学ぶ松本領内の被差別部落』でも「永代留書帳」を取り上げている。筆者も、山本から抜刷をもらったときに、「松本藩大町組長吏組頭史料」（『信州農村開発史研究所報』86号、2003年）として簡単な紹介をした。また拙著『被差別部落の生活』（2005年、同成社）でも言及した（244～245頁）。
- (4)金井圓『近世大名領の研究—信州松本藩を中心として—』（名著出版、1981年）16頁。
- (5)山本はここで塚田にしたがって「藩の頭役を勤めた出川の彦太夫家」と述べている。これを読むと、彦太夫は「出川」に居住していたと思うのが普通だろうと思う。実は筆者もかつてそう思い、拙著『被差別部落の生活』で「彦太夫が居住する出川町村」と記してしまった（132頁）。しかし、これが誤りであることが、松本人権推進古文書研究会の研究で明らかにされたので、ここで訂正しておきたい。同研究会によれば、彦太夫が居住していたのは小島村で、複数の史料から明らかだという（『古文書に学ぶ松本領内の被差別部落 第2版』16～20頁）。しかし、史料には「出川彦太夫」「出川役元」などと記されている。この「出川」は何を意味するだろうか。同研究会は「居住地を表す名称ではなく、頭彦太夫家のような、穢多仲間の実力者（権威者）に冠する一種の通称ではないだろうか。あるいは刑場のもつ重みが強く印象

申し上げる。

- されたのかも知れない」と述べている（19頁）。最後に述べられているように、「出川」には松本藩の刑場があった。その刑場で行われる処刑には「長吏」自分の人々が当たった。そのことから「出川」＝「長吏」というような理解が広がったのではないだろうか。筆者はいまのところ、このように考えている。
- (6)塚田は、別のところで、「宿場の成立に際して、その長吏として配置されたかわたは、いったいどういふ人びとだったろうか。宿場のなかには、前掲の例（中山道・甲州道中などの宿場の例の意—斎藤注）でいうと、本海野・大町・麻績・青柳のような戦国土豪の居館のあった所もあり、そこには土豪に奉公したかわたが前々から住んでいて、宿場町となったとき、改めて長吏の仕事を命じられる場合もあったろう」と述べている（169頁）。塚田が「かわた」は皮革職人、「長吏」は警備役ととらえていたことがわかるが、このようなとらえ方は疑問である。
 - (7)尾崎行也「近世前期上田領内盗難考」（『信濃』52巻4号、2000年）55頁。
 - (8)中川治雄「赤糞騒動とその性格」（『信州史学』2号、1974年）77頁。
 - (9)拙稿「信州の旦那場と一把稲」（大熊哲雄ほか著『旦那場 近世被差別民の活動領域』現代書館、2011年）。
 - (10)塚田によればこの争いは、「かたや頭彦太夫および直属の出川の「えた」と、かたや在方配下の村々「えた」」であり、「係争の種となった問題点」は、「一は前者による皮革商売の独占にたいする後者の営業自由の要求であり、一は死罪人仕置きを太刀取りに関する割当ての不満」だった（331頁）。
 - (11)山本英二「近世甲斐国の竹御林と力者」（上）（下）（『徳川林政史研究所紀要』32号・33号、1998年・1999年）が、甲斐国の「力者」について検討を加えている。また、関口博巨「弾左衛門支配とその境界—東国の賤民身分と差別—」（白川部達夫・山本英二編『村の身分と由緒』吉川弘文館、2010年）も甲斐国の「力者」に言及している。